

報告第 14 号

職員による物損事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 29 年 10 月 17 日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 10 月 2 日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 129,265 円

2 相手方

3 事故の概要

平成 29 年 8 月 7 日午前 11 時頃、弥栄幼稚園の駐車場において、同園の職員が草刈作業をしていた際、草刈機により飛び跳ねた石が駐車していた相手方車両の右側部分に当たり、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100 パーセント

議案第68号

平成29年度一関市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成29年10月17日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成29年9月28日

一関市長 勝 部 修

平成29年度一関市一般会計補正予算（第5号）

議案第 69 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいから、一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年一関市条例第43号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 10 月 17 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 取得の目的 スクールバス用車両
- 2 取得の相手方 一関市萩荘字袋田 20 番地
岩手日野自動車株式会社一関営業所
所長 佐々木 孝
- 3 財産の種別及び数量 中型バス 4 台
- 4 取得価格 55,900,800 円

財産の取得の理由等

1 財産の取得の理由

千厩地域内の千厩小学校、小梨小学校、清田小学校、奥玉小学校及び磐清水小学校の5校を統合し、新たに千厩小学校を開校することに伴い、児童の送迎に使用するため取得しようとするものである。

2 仕様

(1) 寸法

ア 全 長 8,990mm以内

イ 全 幅 2,340mm以内

ウ 全 高 3,140mm以内

(2) 乗車定員 45人

(3) エンジン ディーゼルエンジン

(4) 総排気量 5,000cc以上

3 車両の配備先

新千厩小学校

入 札 調 書

| | | | | |
|--|--------------------|------------|---|--|
| ○契約の締結方法 指名競争入札 | 入札年月日 | 平成29年9月5日 | | |
| ○参加資格 岩手県内に本社又は営業所等を有し、「マイクロバス」又は「中型バス」に登録があり、取扱いが可能な3者 | 立会人 | 下記入札業者 | | |
| ○件名 スクールバス用中型バス | 納期 | 平成30年3月30日 | | |
| ○納入場所 一関市役所千厩支所 | 予定価格 (税込額) | 66,272,000 | 円 | |
| | 最低制限価格 (税込額) | - | 円 | |
| | 落札金額 (税込額=契約金額) | 51,760,000 | 円 | |
| | | 55,900,800 | 円 | |

| 商号又は名称 | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 備考 |
|----------------------|------------|-----|-----|------------|
| 岩手日野自動車株式会社一関営業所 | 51,760,000 | | | 落札者=契約の相手方 |
| いすゞ自動車東北株式会社岩手支社一関支店 | 54,120,000 | | | |
| 盛岡いすゞモーター株式会社県南支店 | 58,000,000 | | | |